

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
東温市	南方地区(天神集落、宮東集落、宮西集落、高木集落、竹之鼻集落、板戸集落、斉院之木集落、森集落、茶堂集落、北八幡集落、八幡集落、曲里集落、道向集落、吉久集落)	令和4年3月31日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	180ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	81ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	44ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状70歳以上かつ後継者未定の農地は10haあり、近いうちに荒廃農地となる恐れがある。 認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、今後担い手となる農家の確保・育成が求められる。 新規就農者及び定年帰農者が農業に専念できるよう地域の農地を集落全体で守っていく。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保・育成が急務であることから、今後は若い新規就農者や、定年帰農者の方へ集積していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻＋野菜＋花き	2.48 ha	水稻＋野菜＋花き	2.98 ha	南方地区全域
認農	B	水稻＋麦＋野菜＋果樹＋花木	6.47 ha	水稻＋麦＋野菜＋果樹＋花木	7.47 ha	南方地区全域
認農	C	水稻＋麦＋野菜	6.39 ha	水稻＋麦＋野菜	6.39 ha	南方地区全域
認農	D	水稻＋裸麦＋野菜	6.35 ha	水稻＋裸麦＋野菜	6.75 ha	南方地区全域
認農	E	水稻＋花木＋野菜	1.46 ha	水稻＋花木＋野菜	1.75 ha	南方地区全域
	F	水稻＋野菜	4.17 ha	水稻＋野菜	4.17 ha	南方地区全域
認農	G	水稻＋苺＋白葱＋麦	1.48 ha	水稻＋苺＋白葱＋麦	2.8 ha	南方地区全域
	H	水稻＋麦＋野菜	1.25 ha	水稻＋麦＋野菜	4.4 ha	南方地区全域
認農	I	麦	29.6 ha	麦	30 ha	南方地区全域
認農	J	肉用牛	0.86 ha	肉用牛	0.86 ha	南方地区全域
認農	K	水稻＋麦＋野菜	4.16 ha	水稻＋麦＋野菜	4.16 ha	南方地区全域
認農	L	水稻	3.2 ha	水稻	5.2 ha	南方地区全域
認農	M	水稻＋麦＋施設野菜	7.47 ha	水稻＋麦＋施設野菜	8.56 ha	南方地区全域
認就	N	野菜・花き	0.83 ha	野菜・花き	8.29 ha	南方地区全域
認農	O	水稻＋麦＋花き＋野菜(白葱)	1.54 ha	水稻＋麦＋花き＋野菜(白葱)	1.85 ha	南方地区全域
計	15人		77.7 ha		95.6 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】 地区内の耕作しやすい優良農地を将来にわたり守っていくため、後継者未定の農地について、中心経営体への貸借を進める。
【農地中間管理機構の活用方針】 中心経営体への農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
【基盤整備への取組方針】 当該地区は一部集落において基盤整備が図られているが、大部分が未実施である。狭小で不整形な農地も多く、基盤整備を望む声はあるものの、合意形成を図ることが困難で実現に至っていない。
【新規・特産化作物の導入方針】 水稻中心の耕作地域であるが、認定農業者においては、麦、野菜も含めた複合経営を行っている。今後は、花き(シンテツポウユリ等)の振興に努め、経営の多角化を目指す。
【鳥獣被害防止対策の取組方針】 侵入防止柵や檻の設置、周辺林地の下草刈り等を行い、有害鳥獣の侵入防止に努める。
【災害対策への取組方針】 豪雨や台風による被害防止のため、農地周辺の水路の点検、清掃等を日頃から意識し、地域で連携して防災・減災活動に取り組む。